

新 運 登 第 1 1 号  
令 和 4 年 4 月 1 5 日

回送運行許可事業者 御中

北陸信越運輸局新潟運輸支局長

「自動車の回送運行許可等事務取扱要領」及び「回送運行許可を受けた者に対する行政処分等基準の制定について」の一部改正について

「自動車の回送運行許可等事務取扱要領」（平成17年5月25日付け達第2号）及び「回送運行許可を受けた者に対する行政処分等基準の制定について」（平成25年1月28日付け公示第73号）が一部改正されたので通知します。

なお、改正内容等詳細については下記リンク先よりご確認ください。

記

新潟運輸支局ホームページ「自動車の回送運行許可について」内  
( [https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/niigata/touroku/kaisou2/kyokasinns\\_ei.html](https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/niigata/touroku/kaisou2/kyokasinns_ei.html) )